

社会福祉法人大府福祉会 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人大府福祉会（以下「法人」という。）の役員等の報酬について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、役員等とは次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 評議員
- (2) 理事
- (3) 監事
- (4) 評議員選任・解任委員
- (5) 苦情解決第三者委員
- (6) 虐待防止・身体拘束適正化検討委員会外部委員
- (7) その他 法人内委員会委員

(報酬)

第3条 役員等が会議・式典等に出席したときは、出席報酬（別表1）を支給するものとする。

2 理事長の報酬は、別表2に基づき支給する。会議等に出席した場合は出席報酬（別表1）を支給する。

3 役員等が会議・式典等以外の日において、理事長の命を受けて法人業務及び法人実施の事業運営のために業務にあたったときは、業務報酬（別表2）を支給するものとする。

4 支給にあたっては、所得税法上報酬扱いとし、当法人による源泉徴収後の金額として支給する。

5 職員を兼ねる役員等については、この規程は適用しない。

(報酬の支払方法)

第4条 原則、当該日に現金にて支給するものとする。ただし、法人と役員等の間で口座振込による支払いが適当であるとされた場合は2項に準ずるものとする。

2 理事長報酬については、法人職員の給与支払方法及び支給日に準ずるものとする。

(改廃)

第5条 この規程を改廃する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成29年6月15日から施行し、平成29年4月1日より適用する。

附 則

この規程は、令和6年6月26日に施行し、令和6年4月1日より適用する。

別表 1

名 称	報 酬
各種会議出席報酬(※1) 式典等出席報酬	日額 3,000円

(※1) 理事会、評議員会、選任・解任委員会、苦情解決会議、虐待防止会議、中長期計画策定推進委員会、管理者会議、これらに準ずる会議

別表 2

名 称	報 酬
理事長報酬	月額 30,000円
役員等業務報酬	日額 10,000円